

○山梨県警察高度サイバー捜査員育成プログラム運用要領

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕  
〔 例規甲（サ対）第 8 5 号 〕

(概要)

この要領は、サイバー空間の脅威に対処できる捜査能力及び情報通信技術を習得した高度サイバー捜査員を組織的かつ体系的に育成するための研修員の指定及び育成プログラムの運用に関し必要な事項を定めるものとする。